

令和6年4月26日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第二号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 河野理彦（新宿支部）

処分年月日 令和6年4月26日（理事会議決日）

処分内容 5年の会員の権利の停止
（東京都行政書士会会則第23条第1項第二号）

処分理由 （違反している規則、会則）
一 行政書士法第10条（行政書士の責務）
二 行政書士法施行規則第6条第1項（業務の公正保持等）
三 行政書士法第13条（会則の遵守義務）
四 東京都行政書士会会則第18条第1項（会員の責務）
五 東京都行政書士会会則第20条（業務の公正保持）
六 東京都行政書士会倫理規程第7条・10条・25条

被処分者は、医療法人の寄附行為変更認可申請を出すに当たり、依頼者に対する進捗状況の報告に際し虚偽の報告をするために、東京都の收受印が押印された申請書を偽造し、虚偽の文書を作成して依頼者に電子メールにて送信した。これは、業務の公正保持等を定めた行政書士法施行規則に違反する行為であり、行政書士の信用を害し行政書士法に違反する行為であると言わざるを得ない。もっとも、結果的に依頼の趣旨に沿った業務が遂行され、依頼者の目的は達成されており、自らの行為に関し反省を示している。

以上の理由から上記の処分を科す。